

参考資料

参考資料－1	水質に関する基準	I - 63
(1)	水質汚濁に係る環境基準	I - 63
(2)	水道水質基準	I - 68
(3)	農業（水稲）用水基準	I - 69
(4)	工業用水道の供給標準水質基準	I - 69
参考資料－2	富栄養化の階級	I - 69
参考資料－3	情報源情報	I - 70

参考資料－1 水質に関する基準

(1) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として公共用水域の水質等についての維持することが望ましい基準であり、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準とがある。前者は、公共用水域及び地下水におのおの一律に定められているが、後者は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより当該水域の環境基準が具体的に示されることになっている。

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/l以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/l以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/l以下	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合規格65.の備考11のb)による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/l）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/l以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c)（注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/l以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	付表8に掲げる方法
備考		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

○ 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/ 100ml 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/ 100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l以下	25mg/l以下	5 mg/l以上	1,000CFU/ 100ml 以下	
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l以下	50mg/l以下	5 mg/l以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l以下	100mg/l以下	2 mg/l以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 mg/l以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を 用いる水質自動監視 測定装置によりこれ と同程度の計測結果 の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極若しく は光学式センサを用 いる水質自動監視測 定装置によりこれと 同程度の計測結果の 得られる方法	付表10に掲げる方法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道
 - 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産
 - 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水
 - 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/ 100ml以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発芽したコロニー数を数えることで算出する。							

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
// 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
// 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の 適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l 以下	0.1mg/l 以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4 又は45.6（規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	規格46.3（規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.03mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下	0.02mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下	0.04mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

工

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/l 以下	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/l 以下	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/l 以下	
測定方法		規格32 に定める方法又は付表13 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

出典:水質汚濁に係る環境基準について (令和 5 年 3 月 31 日 環境省告示 第6号)

(2) 水道水質基準

水質基準項目と基準値（51項目）

水道水は、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することが必要。

(令和2年4月1日施行)

項目	基準	項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	ブロモホルム	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	フェノール類	0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	色度	5度以下
ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L以下	(空白)	(空白)

出典：水質基準に関する省令（平成15年5月30日 厚生労働省令 第101号 最終改正 令和2年4月1日施行）

水質管理目標設定項目と目標値（27項目）

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目。

(令和2年4月1日施行)

項目	目標値	項目	目標値
アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	遊離炭酸	20mg/L以下
ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
トルエン	0.4mg/L以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	臭気強度(TON)	3以下
亜塩素酸	0.6mg/L以下	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
二酸化塩素	0.6mg/L以下	濁度	1度以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	pH値	7.5程度
抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
農薬類(注)	検出値と目標値の比の和として、1以下	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
残留塩素	1mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下
(空白)	(空白)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)

(注) 厚生労働省 HP 水質基準項目と基準値(51項目)の「農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト」(令和2年4月1日施行)を参照のこと

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/ki_jun/ki_junchi.html

出典：水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について
(平成15年10月10日 健発1010004号 最終改正 令和2年4月1日施行)

(3) 農業（水稲）用水基準

項目		基準値
pH(水素イオン濃度)		6.0～7.5
COD(化学的酸素要求量)		6 mg/L以下
SS(浮遊物質)		100 mg/L以下
DO(溶存酸素)		5 mg/L以上
T-N(全窒素濃度)		1 mg/L以下
EC(電気伝導度)		0.3 mS/cm以下
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/L以下
	Zn(亜鉛)	0.5 mg/L以下
	Cu(銅)	0.02 mg/L以下

備考)

農林(水稲)用水基準は農林水産省が昭和44年春から約1か年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されている。

出典:農業(水稲)用水基準(昭和46年10月4日 農林水産技術会議)

(4) 工業用水道の供給標準水質基準

項目	基準値
濁度	20mg/L
pH(水素イオン濃度)	6.5～8.0
アルカリ度(pH4.8)	75mg/l
全硬度	120mg/l
蒸発残留物	250mg/l
塩化物イオン	80mg/l
鉄	0.3mg/l
マンガン	0.2mg/l

備考)

1. 本表の数値は、現在供給を行っている工業用水道の供給水質の実態(処理下水等 特殊な水源のものを除く)及び工業用水道受給者側の要望水質を勘案して算出した一応の標準値である。

2. 工業用水道の供給水質は工業用水道使用者全体の用途を考慮して効率的、経済的に定めることとなるので原水の水質の状況によっては本表により難しい場合もある。

出典:工業用水道の供給標準水質の基準値

(昭和46年 日本工業用水協会・工業用水水質基準策定委員会)

参考資料－2 富栄養化の階級

項目	貧栄養湖	中栄養湖	富栄養湖	
T-P 年平均値[mg/m ³]	5～10	10～30	30～100	Vollenweider 1967
	2～20	10～30	30～100	坂本 1966
	<20		>20	吉村 1937
	<10	10～20	>20	US EPA 1974
	<12	12～24	>24	Carlson 1977
	<12.5	12.5～25	>25	Ahl&Wiederholm 1977
	<10	10～20	>20	Rast & Lee 1978
	<10	10～35	35～100	OECD
注 1	<15	15～25	25～100	Forsberg&Ryding1980
T-N 年平均値[mg/m ³]	20～200	100～700	500～1300	坂本 1966
	注 1	<400	400～600	600～1500
クロロフィル a 年平均値[mg/m ³]	<4	4～10	>10	US EPA 1974
	注 1	<3	3～7	7～40
年平均クロロフィル[mg/m ³]	<2.5	2.5～8	8～25	OECD
最大クロロフィル[mg/m ³]	<8.0	8～25	25～75	OECD

注 1)夏季(6-9月)平均

出典:湖沼工学(平成2年(1991), 岩佐義朗編著, 山海堂, p224)より改表。

※ダム貯水池水質調査要領(平成27年3月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課) pIV-142 より転載。

参考資料－3 情報源情報

水資源機構の過去の水質年報および環境報告書のホームページをはじめとする、インターネット上で閲覧可能な水質関連のデータベースやサイトは以下のとおり。

名 称	機関名	対象地域	概 要
水資源機構 環境への取組 http://www.water.go.jp/honsya/honsya/torikumi/kankyo/index.html	独立行政法人 水資源機構	水資源機構	水資源機構の過去の水質年報、環境報告書等を掲載しています。 環境報告書には、水質対策の取組状況や水質事故の発生状況についても記載しています。
川の防災情報 http://www.river.go.jp	国土交通省	全国	レーダ雨量（現況レーダ、レーダ累加、レーダ履歴）、テレメータ（雨量、水位、積雪深、水質、ダム諸量）、河川予警報が公開されています。
ダム諸量データベース http://mudam.nilim.go.jp/home	国土交通省	全国	国土交通省が所管する国及び水資源機構が管理しているダム・堰・湖沼の水文水質観測データ（貯水位・流入量・放流量・水温・濁度・水質）
水文水質データベース http://www1.river.go.jp/	国土交通省	全国	国土交通省が所管する水文水質にかかわる観測所における観測データ（雨量、水位、流量、水質、底質、地下水位、地下水質、積雪深、ダム堰等の管理諸量等）が公開されています。
気象統計情報 http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html	気象庁	全国	最新の気象データ、過去の気象データ検索ができます。その他、気象に関する資料が公開されています。
水環境総合情報サイト http://www.env.go.jp/water/mizu_site/index.html	環境省	全国	地方公共団体等が水質汚濁防止法に基づき実施した公共用水域水質測定結果等、水環境に関する情報が公開されています。
化学物質と環境 http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html	環境省	全国	化学物質の環境調査結果が年次毎に公開されています。
環境GIS http://www-gis.nies.go.jp/	独立行政法人 国立環境研究所	全国	大気環境、水環境、化学物質の環境汚染の状況がGISを用いて提供されています。公共用水域の水質測定結果、ダイオキシン類調査結果などのデータベースが公開されています。
水道水質データベース http://www.jwwa.or.jp/mizu/	社団法人 日本水道協会	全国	水道事業者等が実施した水道水の水質検査結果が公開されています。